

青森大学倫理委員会規程

(目的)

第1条 青森大学（以下「本学」という。）学則第56条の規定に基づき、本学で行う教育・研究活動に対して倫理上の指針を与えるため、本学に倫理委員会（以下「委員会」という。）を置き、その必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 委員会に総合経営学部倫理委員会、社会学部倫理委員会、ソフトウェア情報学部倫理委員会及び薬学部倫理委員会（以下「学部委員会等」という。）を置く。

(責務)

第3条 委員会は、本学で行われる研究等の倫理の在り方について必要事項を検討する。

2 委員会は、学部委員会等から倫理審査報告を受け、本学の研究が倫理的視点で適切に行われていることを調査・確認し、必要な場合には助言する。

3 委員会は、本学で行われる研究等の倫理にかかわる事項について助言を求められたときは、適切に対応する。

(審議の方針)

第4条 委員会は、第1条の目的に基づき、研究等について医学的、薬学的、倫理的、社会的な面から調査、検討し審議する。この場合において、特に次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 研究等の対象となる個人（以下「個人」という。）の人権の擁護
- (2) その個人に理解を求め同意を得る方法
- (3) 研究等によって生じる個人への不利益、危険性及び学術的な貢献度の予測

(組織)

第5条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学監
- (4) 学部長
- (5) 不正防止推進部署責任者
- (6) 学部委員会等の委員の中から委員長が指名する者 各2名
- (7) 経営戦略局長

2 同条第6号に定める委員には、各学部の女性教員を含むものとする。

(任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。

2 委員に欠員が生じたときは、その都度補充する。補充による委員の任期は前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第7条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、学長をもって充てる。

3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第8条 委員長は、委員会の招集を定期的に行う。

2 委員会の会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の意見は、全会一致をもって決定するよう努めなければならない。ただし、全会一致が困難な場合には、審議を尽くしても意見が取りまとまらない場合に限り、全会一致ではない議決によることができる。その場合、過半数による議決は不可であり、出席委員の3分の2以上の意見をもって、当該委員会の意見とすることができる。

(委員以外の者の出席)

第9条 委員長が必要であると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴取することができる。

(審査)

第10条 委員会は、個別の研究者の倫理審査は実施しないが、学部委員会等における審査のあり方などについて審議し、必要に応じて助言する。

2 個別の研究者の倫理審査は、学部委員会等において実施するものとする。

(審査結果)

第11条 委員長は、学部委員会等の意見を尊重し、別に定める様式により、実施責任者に通知するものとする。

2 学部委員会等の審査結果は、委員会に報告しなければならない。

3 委員長は、学部委員会の意見を尊重し研究実施の許可・不許可その他研究に関し必要な事項を決定し、別に定める様式により、実施責任者に通知するものとする。

4 研究実施責任者は、審査結果に異議があるときは、委員長に対し、別に定める様式により異議申立てをすることができる。この場合においては、異議申立書に異議の根拠となる資料を添付しなければならない。

5 委員長は、前項の申立てがあった場合には当該学部委員会等に再審査を依頼し、研究実施の許可・不許可その他研究に関し必要な事項を決定し、実施責任者に通知するものとする。

(有害事象等報告)

第12条 研究実施責任者は、研究に関連する重篤な有害事象及び不具合等の発生を知ったときは、直ちにその旨を別に定める様式により委員長及び学部委員会等に報告しなければならない。

2 委員長は、前項の報告を受けた場合には、速やかに必要な対応を行うとともに、当該有

害事象及び不具合等について委員会に報告し、その意見を聴き、必要な措置を講じなければならない。

- 3 当該研究を共同して行っている場合には、委員長は、当該有害事象及び不具合等について共同研究機関への周知を行わなければならない。
- 4 委員長は、臨床研究等に関連する予期しない重篤な有害事象及び不具合等の報告を受けた場合には、その対応の状況・結果を公表し、厚生労働大臣等関係機関に逐次報告しなければならない。
- 5 委員長は、現在実施している又は過去に実施された研究について、厚生労働省等の監督機関が定める臨床研究等に関する倫理指針への重大な不適合を知った場合には、速やかに委員会の意見を聴き、必要な対応をした上で、その対応の状況・結果を厚生労働大臣等に報告し、公表しなければならない。

(秘密の保持)

第 13 条 委員は、その職務に基づき知り得た秘密、特に個人のプライバシーに関する事項について秘密を守らなければならない。委員を退いた後も同様とする。

(庶務)

第 14 条 委員会および学部委員会の庶務は、青森大学事務局において処理する。

(雑則)

第 15 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

2 この規程に定めるもののほか、学部委員会等の運営等に関し必要な事項は、学部委員会等が別に定める。

(改廃)

第 16 条 この規程の改廃は、委員会が審議し、学長が行う。

附 則

この規程は、平成 31 年 3 月 29 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から改正施行する。